

11月定例教育委員会会議 議事録

令和4年11月7日
午後3時30分開会
さんくす3番館5階第1会議室

出席委員

西川俊孝 教育長
福田知弘 委員
飴野仁子 委員

安達友基子 教育長職務代理者
和田光代 委員
谷池雅子 委員

出席説明員

山下栄治 学校教育部長
道場久明 地域教育部長
角田睦 学校教育部次長 学校教育室長兼務
脇寺一郎 教育未来創生室長
小西正晃 保健給食室長
大川雅博 青少年室長
佐藤忍 学校教育室参事・指導主事
乙部大典 学校教育室主幹

大江慶博 教育監
落俊哉 学校教育部次長 教育総務室長兼務
堀哲郎 地域教育部次長 放課後子ども育成室長兼務
平野和男 学校教育部総括参事
草場敦子 教育センター所長
木村匡志 教育未来創生室参事
大江健規 教職員課長

11月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

西川俊孝教育長

ただいまから11月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に飴野委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明をしてください。

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は2名でございます。

西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし

西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可いたします。傍聴者の入室を許可します。

－ 傍聴者入場 －

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされました。

議題とすることに御異議ないでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

それでは、議事日程を配布してください。

－ 議事日程配布 －

西川俊孝教育長

本日の追加日程第1、教育長報告②「生徒指導について」は、現時点において公表することと決していない案件について審議するものであるため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし

西川俊孝教育長

異議なしと認め、教育長報告②を秘密会とすることにいたします。

それでは、議案書を配布してください。

－ 議案書配布 －

それでは日程第1、報告第23号「令和5年度当初 暫定再任用校長及び再任用教頭の任用について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大江健規教職員課長

日程第1、報告第23号、「令和5年度当初 暫定再任用校長及び再任用教頭の任用について」御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び3ページを御覧ください。

大阪府は地方公務員法の一部を改正する法律の成立を受けて、職員の定年の引き上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を、大阪府議会へ上程しており、これに伴い、現行の再任用制度を廃止し、新たに暫定、再任用制度を実施することから、過日、大阪府教育委員会より、令和5年度当初暫定再任用校長及び再任用教頭の任用移行に関して調査をする旨の依頼がありました。

た。

再任用校長及び再任用教頭は、定年退職予定の校長または教頭のうち、教育への情熱や豊富な知識、すぐれた実績を有するものを再任用する制度でございます。

本市の状況についてですが、令和4年度末の定年退職予定の校長は、小学校で11名、再任用校長8名を含みます。

中学校で5名、再任用校長2名を含みまして、合計で16名です。

教頭の定年退職者は、小学校で1名となっております。

昨年度までに、校長選考や教頭選考に合格しているものと、現在行われている府の管理職選考における過去の合格率から試算した、合格者数を合わせても、来年度の管理職の必要見込み数を充足することが困難であるとの見通しです。

さらに、令和5年度末には8名の管理職が定年退職になります。

事務局といたしましては、令和5年度の校長及び教頭の人事配置にあたり、暫定再任用校長及び再任用教頭の制度を活用し、補填する必要があると考え、3ページの、任用に関する意向調査表の通り、1 任用希望は「あり」、2 任用希望職種は「校長」又は「教頭」、3 任用を希望する人数、新規更新の別及び人数は、小学校長新規2名、更新7名、中学校長更新2名、小学校教頭新規1名を希望するものとして回答しました。

さらに、4 他市町村所属職員からの任用は「否」として回答いたしました。

なお、当該事務については、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、臨時に代理いたしました。

以上でございます。

それでは、この件について質問、御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第23号「令和5年度当初 暫定再任用校長及び再任用教頭の任用について」を承認します。

次に、日程第2、議案第44号「吹田市学校規模適正化実施計画（第1期）案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案44号吹田市学校規模適正化実施計画（第1期）案について御説明申し上げます。

本市は児童生徒数の増加により、学校規模が過大となるとともに、教室不足が見込まれるため、校舎増築や特別教室等の普通教室への転用が必要な学校がある一方で、少子化により過小規模となる学校も見られるなど、児童生徒の教育環境に対する課題がございます。

本実施計画は、このような状況の中で子供たちにとって、よりよい教育環境を作ることを目的に、吹田市学校規模適正化基本方針に基づき、適正化を実施する対象校及び具体的な手法、実施時期等をお示しするものでござい

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

木村匡志教育未来創生室参事

す。

それでは、本実施計画の概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書 10 ページを御覧ください。

第 1 章 基本方針の概要では、適正な学校規模に関する基本的な考え方、学校規模の分類及び適正化が必要な範囲、課題解決の具体的な方策についてお示しをしており、基本方針の主な内容を改めて記載してございます。

31 学級以上の過大規模校や 6 学級以下の過小規模校を課題を解決すべき範囲として、その方策としてまず、通学区域の見直しを検討することとしております。

次に、議案書 11 ページをお願いいたします。

第 2 章の第 1 期学校規模適正化事業の対象校では、藤白台小学校を対象校としております。

その理由は、国立循環器病研究センター跡地の住宅開発等により、長期にわたり過大規模校となることや、当該地域への入居が令和 5 年度から始まる予定であることから、第一期として藤白台小学校の適正化に取り組むものでございます。

続きまして第 3 章、藤白台小学校の学校規模適正化の具体的な手法としまして、具体的内容や実施する適正化手法の効果をお示ししております。

現在、居住者がいない藤白台 5 丁目 7 番から 9 番、12 番から 15 番を令和 5 年度から新たに青山台小学校区に設定するとともに、現在居住者がお住まいの藤白台 5 丁目、10 番、11 番を令和 6 年度より、藤白台小学校区から青山台小学校区に通学区域を見直すものでございます。

なお、現在居住の方に対しましては、経過措置を設けることとしております。

議案書 12 ページをお願いいたします。

この取り組みの効果としましては、藤白台小学校が最大 34 学級の過大規模校となるものを 29 学級まで抑制することができ、学校規模の課題を改善することができます。

次に 14 ページをお願いいたします。

第 4 章、藤白台小学校の学校規模適正化に向けた取り組みとしまして、通学路の安全確保や校舎の改修等による教育環境の整備をお示ししております。

特に通学路の安全対策は、保護者の方々が最も注目されるポイントの一つと考えており、横断歩道やグリーンウオークの整備、防犯カメラや街路灯の設置など、警察や土木部など関係機関と連携し、あらゆる方策を検討することとしております。

最後に、第 5 章 今後の適正化の取り組みについてとしまして、次期の実施計画の対象校としてすでに過小規模校になっております、山田第五小学校に取り組むこととしております。

以上簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長
安達友基子教育長職務代理者

それでは、質問、御意見はございませんか。

今回の藤白台小学校ですけれども、保護者とか地域の方からはどんな御意見が出ているか教えてください。

木村匡志教育未来創生室参事

藤白台小学校区と青山台小学校区の児童や未就学児の保護者に向け説明会を計8回実施し、その出席者から今回の学校規模適正化への反対の御意見はなく、納得できたといったお声をいただきました。

藤白台小学校及び青山台小学校のPTAとは情報共有等を随時行っており、学校規模適正化の方向性に納得しているといった御回答をいただいております。

また、地域の諸団体に関しましては、市長部局の市民部が中心になりまして、現在も情報共有等を行っているところでございます。

以上でございます。

西川俊孝教育長
福田知弘委員

他にありませんか。

今8回っておっしゃってました説明会で、どのような御意見があったか具体的に教えていただけますか。

木村匡志教育未来創生室参事

保護者を対象とした説明会におきましては、お子さんの友人関係が分断されないかといった心配や、新たな通学路の安全性についての御質問。また、将来過大規模校となって、再度通学区域の見直しが行われぬかといった御心配の御意見がございました。

お子さんの友人関係の分断への心配につきましては、経過措置を取らせていただきます。あと新たな通学路の安全対策については、本市土木部や警察と協議を進めており、あらゆる方策を検討してございます。

また、再度の通学区域の見直しの実施への心配につきましては、藤白台1丁目及び3丁目の府営住宅跡地に、例えばマンションが建設されても、過大規模校にはならないと推計を実施して見込んでいることから、再度の通学区域は行わないといった、御回答をさせていただいているところでございます。

西川俊孝教育長
谷池雅子委員

他にありませんか。

通学路の安全確保ということに関しまして、先ほど御説明されましたけど、ちょっと気になるところが今検討中というところで、これは早期にですね、きちんと実現していただかないと、おそらく今後も適正化という課題が出てくるでしょうし、きちんと対応するという実績がないとやっぱり住民の方の理解が得られないのではないかというふうに考えます。

木村匡志教育未来創生室参事

現在、本市土木部と協議しておりまして、本年度予算がまだあるようでしたら、本年度中に対策をとっていただくようお願いをしております。

本年度の予算ではどうにもならないという場合には、来年度予算になるべく優先順位を上げて、きちんと対応していただくようお願いをしておりますし、今後とも粘り強く協議を続けたいと考えております。

また、横断歩道であるとかそういった交通規制に関わる部分については、警察が所管しております。そこに関しましては、決定権は警察にあるんですけれども、我々、先ほどと同様、粘り強く協議を進めたいと考えております。

和田光代委員

経過措置対象地域は、藤白台5丁目10番及び11番ですけど、そこにはど

木村匡志教育未来創生室参事	<p>れぐらいの住民の方が、住んでいらっしゃるのでしょうか。</p> <p>令和4年5月1日時点で、全体としては44世帯124人の方がいらっしゃいます。そのうち、小学生以下のいる世帯につきましては17世帯、児童は17人で、未就学児は16人でございます。</p>
福田知弘委員	<p>今の話に関連して。経過措置ということなんですけれども、この経過措置の対象となっている世帯の方は、いつまでも選択できるというふうに考えてよろしいでしょうか。</p>
木村匡志教育未来創生室参事	<p>経過措置の対象でございますが、令和4年11月15日時点で住民登録のある小学生以下のお子さん、あと住民登録がある御夫婦から出生されるお子さんが対象でございます。</p> <p>11月15日の基準日以降に、転入される方につきましては、対象外と考えてございます。</p>
西川俊孝教育長	<p>他にありますか。</p>
西川俊孝教育長	<p>それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
西川俊孝教育長	<p>異議なしと認め、議案第44号「吹田市学校規模適正化実施計画（第1期）案について」を承認します。</p>
西川俊孝教育長	<p>次に、日程第3、「教育長報告」を議題とします。</p> <p>内容は、①「吹田市学校規模適正化実施計画（第1期）の経過措置に係る吹田市指定校変更・区域外就学許可基準の改定について」です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
木村匡志教育未来創生室参事	<p>吹田市学校規模適正化実施計画（第1期）の経過措置に係る吹田市指定校変更・区域外就学許可基準の改定について御報告をいたします。</p> <p>議案書17ページをお願いいたします。</p> <p>項目1の内容としましては、学校規模適正化実施計画の策定に伴い、通学区域の見直しの対象地域である藤白台5丁目、10番、11番にすでにお住まいの住民に対しまして経過措置を設けるため、指定校変更・区域外就学の許可基準を改定する予定でございます。</p> <p>また、対象地域の住民に対しまして、意見聴取を実施する旨も御報告をさせていただきます。</p> <p>項目の2 許可基準の改定理由につきましては、通学区域見直しの対象地域の児童の友人関係等を考慮し、経過措置を設けるため、許可基準を改定するものでございます。</p> <p>続きまして、項目3の経過措置の概要について御説明いたします。</p> <p>今回の取組対象は、許可基準の改定予定日である令和4年11月15日に住民登録がある小学生以下の者と今後出生する者でございます。</p> <p>許可の内容につきましては、議案書19ページをお願いいたします。</p> <p>当該地域の通学区域の見直しは令和6年4月に実施するもので、令和6年度の新入学の児童や藤白台小学校に通っている児童は、基本的に青山台小学校に通学することとなります。1番上の矢印と、上から4つめの矢印がその部分でございます。</p>

ただし、児童のこれまでの友人関係等を考慮しまして、経過措置として希望により藤白台小学校に入学や通学することを可能とするものです。上から2つ目と3つ目の矢印の部分が、それに当たります。

なお、令和7年度以降の新入学の児童も同様の内容でございます。

また、令和6年度に青山台小学校に転校することが決まっているなら、1年前倒しで令和5年度に入学なり転校を希望する児童につきましても、柔軟に対応をすることとしております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本年11月15日に本許可基準を学校教育部長決裁により改定する予定でございます。

それでは、この件に対して質問、御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告①をこれで終わります。

次の追加日程第1、教育長報告②につきましては、既に秘密会と決していますので、恐れ入りますが、傍聴の方は、退室をお願いいたします。

－ 秘密会 －

ここで秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時55分

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長